感感発 0417 第 2 号
令和 7 年 4 月 17 日

各検疫所長　殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

米国政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて（一部改正）

米国政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについては、「米国政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて」（令和５年６月 30 日付け健感発 0630 第１号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）においてお示ししているところです。

今般、同国のミシシッピ州において、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された旨の情報がありました。

つきましては、当該通知を下記のとおり一部改正し、当該州において保管又は積み出された鳥類に係る衛生証明書の受入を停止することとしますので、内容について御了知いただくとともにその運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

記

１．改正内容
表中のミシシッピ州の輸入停止措置開始年月日の記載を追加する。

２．適用日
令和７年３月 19 日から適用する。

以上

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後		現行	
米国各州名	輸入停止措置開始年月日	米国各州名	輸入停止措置開始年月日
アーカンソー州	令和６年 12 月 11 日	アーカンソー州	令和６年 12 月 11 日
アイオワ州	令和６年 12 月９日	アイオワ州	令和６年 12 月９日
アイダホ州	令和４年４月 21 日	アイダホ州	令和４年４月 21 日
アラスカ州	令和６年 11 月 22 日	アラスカ州	令和６年 11 月 22 日
アラバマ州	—	アラバマ州	—
アリゾナ州	令和６年 11 月 18 日	アリゾナ州	令和６年 11 月 18 日
イリノイ州	令和６年 11 月 22 日	イリノイ州	令和６年 11 月 22 日
インディアナ州	令和７年１月６日	インディアナ州	令和７年１月６日
ウィスコンシン州	令和６年 12 月 13 日	ウィスコンシン州	令和６年 12 月 13 日
ウェストバージニア州	令和７年１月８日	ウェストバージニア州	令和７年１月８日
オクラホマ州	令和６年 11 月 25 日	オクラホマ州	令和６年 11 月 25 日
オハイオ州	令和６年 12 月 26 日	オハイオ州	令和６年 12 月 26 日
オレゴン州	令和６年 11 月 14 日	オレゴン州	令和６年 11 月 14 日
カリフォルニア州	令和６年 11 月５日	カリフォルニア州	令和６年 11 月５日
カンザス州	令和４年３月 16 日	カンザス州	令和４年３月 16 日
ケンタッキー州	—	ケンタッキー州	—
コネチカット州	令和７年１月 17 日	コネチカット州	令和７年１月 17 日
コロラド州	令和６年８月 15 日	コロラド州	令和６年８月 15 日

サウスカロライナ州	—
サウスダコタ州	令和６年 11 月 22 日
ジョージア州	—
テキサス州	令和７年１月 15 日
テネシー州	令和６年 12 月２日
デラウェア州	令和７年１月６日
ニュージャージー州	令和７年２月 26 日
ニューハンプシャー州	—
ニューメキシコ州	令和７年３月 12 日
ニューヨーク州	令和６年 12 月 11 日
ネバダ州	令和４年７月 14 日
ネブラスカ州	令和６年 12 月 11 日
ノースカロライナ州	令和７年１月９日
ノースダコタ州	令和６年 11 月 27 日
バージニア州	令和７年１月 23 日
バーモント州	令和６年 12 月 27 日
フロリダ州	令和４年７月 27 日
ペンシルバニア州	令和６年 11 月５日
マサチューセッツ州	令和７年１月 28 日
ミシガン州	令和６年 12 月 26 日
ミシシッピ州	令和７年３月 19 日
ミズーリ州	令和６年 12 月 12 日

サウスカロライナ州	—
サウスダコタ州	令和６年 11 月 22 日
ジョージア州	—
テキサス州	令和７年１月 15 日
テネシー州	令和６年 12 月２日
デラウェア州	令和７年１月６日
ニュージャージー州	令和７年２月 26 日
ニューハンプシャー州	—
ニューメキシコ州	令和７年３月 12 日
ニューヨーク州	令和６年 12 月 11 日
ネバダ州	令和４年７月 14 日
ネブラスカ州	令和６年 12 月 11 日
ノースカロライナ州	令和７年１月９日
ノースダコタ州	令和６年 11 月 27 日
バージニア州	令和７年１月 23 日
バーモント州	令和６年 12 月 27 日
フロリダ州	令和４年７月 27 日
ペンシルバニア州	令和６年 11 月５日
マサチューセッツ州	令和７年１月 28 日
ミシガン州	令和６年 12 月 26 日
ミシシッピ州	—
ミズーリ州	令和６年 12 月 12 日

ミネソタ州	令和３年 12 月１日
メイン州	令和７年２月 25 日
メリーランド州	令和７年１月 16 日
モンタナ州	令和６年 11 月 18 日
ユタ州	令和６年 10 月 28 日
ルイジアナ州	令和６年 12 月 18 日
ロードアイランド州	令和７年１月 28 日
ワイオミング州	令和６年 12 月 26 日
ワシントン州	令和６年 11 月 13 日
ハワイ州（ハワイ諸島）	令和６年 11 月 18 日

ミネソタ州	令和３年 12 月１日
メイン州	令和７年２月 25 日
メリーランド州	令和７年１月 16 日
モンタナ州	令和６年 11 月 18 日
ユタ州	令和６年 10 月 28 日
ルイジアナ州	令和６年 12 月 18 日
ロードアイランド州	令和７年１月 28 日
ワイオミング州	令和６年 12 月 26 日
ワシントン州	令和６年 11 月 13 日
ハワイ州（ハワイ諸島）	令和６年 11 月 18 日

改正後全文

健感発 0630 第 1 号
令和 5 年 6 月 30 日
令和7年4月17日一部改正

各検疫所長　殿

健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

米国政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて

米国政府機関から発行される鳥類に係る衛生証明書のうち、以下の表のうち輸入停止措置開始年月日の記載がある地域において保管又は積み出された鳥類に係る衛生証明書については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。）第30条第２項に規定する「当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及びまん延又はそのおそれが生じた場合」に該当することから、同項の規定により、規則別表第１第５項第３欄に掲げる事項に関する確認が行われていないものとなりますので、その運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

米国各州名	輸入停止措置開始年月日
アーカンソー州	令和６年12月11日
アイオワ州	令和６年12月９日
アイダホ州	令和４年４月21日
アラスカ州	令和６年11月22日
アラバマ州	―
アリゾナ州	令和６年11月18日
イリノイ州	令和６年11月22日
インディアナ州	令和７年１月６日
ウィスコンシン州	令和６年12月13日
ウェストバージニア州	―

オクラホマ州	令和６年 11 月 25 日
オハイオ州	令和６年 12 月 26 日
オレゴン州	令和６年 11 月 14 日
カリフォルニア州	令和６年 11 月５日
カンザス州	令和４年３月 16 日
ケンタッキー州	—
コネチカット州	令和７年１月 17 日
コロラド州	令和６年８月 15 日
サウスカロライナ州	—
サウスダコタ州	令和６年 11 月 22 日
ジョージア州	—
テキサス州	令和７年１月 15 日
テネシー州	令和６年 12 月２日
デラウェア州	令和７年１月６日
ニュージャージー州	令和７年２月 26 日
ニューハンプシャー州	—
ニューメキシコ州	令和７年３月 12 日
ニューヨーク州	令和６年 12 月 11 日
ネバダ州	令和４年７月 14 日
ネブラスカ州	令和６年 12 月 11 日
ノースカロライナ州	令和７年１月９日
ノースダコタ州	令和６年 11 月 27 日
バージニア州	令和７年１月 23 日
バーモント州	令和６年 12 月 27 日
フロリダ州	令和４年７月 27 日
ペンシルバニア州	令和６年 11 月５日
マサチューセッツ州	令和７年１月 28 日
ミシガン州	令和６年 12 月 26 日
ミシシッピ州	令和７年３月 19 日
ミズーリ州	令和６年 12 月 12 日
ミネソタ州	令和３年 12 月１日
メイン州	令和７年２月 25 日
メリーランド州	令和７年１月 16 日
モンタナ州	令和６年 11 月 18 日
ユタ州	令和６年 10 月 28 日

ルイジアナ州	令和６年12月18日
ロードアイランド州	令和７年１月28日
ワイオミング州	令和６年12月26日
ワシントン州	令和６年11月13日
ハワイ州（ハワイ諸島）	令和６年11月18日